特別選抜制度に関するＱ＆Ａ②（R8.11）

Ｑ１６：募集人員は、いつどのように公表されますか？



Ａ１６：募集人員は11月に公表しました。各学校の募集人員に加えて、学科や普通科のコースごとの内訳も公表しています。
例えば、Ａ高校について、「募集人員３名」で、その内訳が「工業科３名以内、普通科１名以内、合計３名以内を原則とする」とある場合は、原則として、工業科と普通科を合わせて全体で最大３名が合格者となります。その範囲内で、工業科は最大３名、普通科は最大１名が合格すると考えてください。
（３名合格のケース：工業３・普通０ または 工業２・普通１）



Ｑ１７：「特別選抜」の合格者数が募集人員より少ない場合は、「一般選抜」の募集枠はどのようになりますか？（例：特別選抜の募集人員３名で、合格者が２名であった場合）

Ａ１７：「特別選抜」の募集人員は、後期募集人員の内数としていますので、「特別選抜」の合格者数が募集人員より少ない場合は、その分「一般選抜」の募集枠が多くなると考えてください。上の例では、「一般選抜」の募集枠が１名多くなることになります。

Ｑ１８：「特別選抜」の合格者数が、募集人員より多くなることはありますか？



Ａ１８：「特別選抜」の合格者数は、原則として募集人員を最大数としていますが、「一般選抜」の受検者数や検査結果によっては、募集人員より多くなる場合もあり得ます。



Ｑ１９：今後の情報提供等はありますか？

Ａ１９：今後も県教委のＨＰにて、必要に応じて『Ｑ＆Ａ』を追加していく予定です。なお、入試制度等に関するご質問は、県教育委員会教育企画室まで遠慮なくご連絡ください。